

2022 年 7 月 9 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

〒160-0023 新宿区西新宿 3-2-7-4 階
東京保険医協会
審査指導対策部長 浜野 博
TEL03-5339-3601 FAX03-5339-3449

新型コロナウイルス感染症対策への加算点数の 8 月以降の継続

を求める緊急要望書

国民医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症患者や感染疑い患者に対する診療を行った際に算定する、「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）」と「電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）」は、7 月 31 日をもって廃止される予定となっています。

新型コロナウイルス感染症は、1 日あたり 8 千人を超える感染者が発生しており（7 月 7 日時点）、未だ予断を許さない状況です。パンデミックが終息したわけではなく、第 7 波が到来したとも言われています。このような状況下で一層気を引き締め、感染拡大阻止に努めることは重要です。

そのためには、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者への検査体制の確保と、自宅・宿泊療養中の重症化リスクの高い陽性患者に対する健康観察等、現在行われている診療報酬の加算を延長することが求められます。

つきましては、国民のいのちと健康を守るために、下記事項について緊急に要望します。

記

- 一、 2022 年 8 月以降も、二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）を継続すること。
- 一、 2022 年 8 月以降も、電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）を継続すること。

以上